

令和8年度被害者保護増進等事業費補助金
(先進安全自動車の整備環境の確保事業の部)
公募要領

令和8年7月 28 日
令和8年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

TOPPAN株式会社(以下「TOPPAN」という。)では、国土交通省から被害者保護増進等事業費補助金(先進安全自動車の整備環境の確保事業)の交付決定(令和8年5月15日付け国自整第38号)を受け、自動車整備事業者の整備能力向上による先進安全自動車の事故の発生の防止に資するとともに、被害者の保護を増進することを目的とし、自動車整備事業者が自動車の車載コンピュータと通信することにより故障診断を行う機器であって携帯可能な通信インターフェース(タブレット型情報端末等外部の情報端末と連携することにより機能する機器であって、当該情報端末(故障診断用のソフトウェアをインストールすることにより、専ら自動車の故障診断に用いられるものに限る。)を含む。以下「スキャンツール」という。)を導入する事業に対して補助金を交付する事業を実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他留意事項は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は本公募要領を熟読のうえ、令和8年度被害者保護増進等事業費補助金(先進安全自動車の整備環境の確保事業の部)交付規程(令和8年7月10日付け国自整第100号。以下「交付規程」という。)に従って手続を行っていただくようお願いいたします。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、TOPPANとしましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

したがって、本補助金に対して応募の申請をされる方、申請後、採択が決定して補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識をされたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 申請者がTOPPANに提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないください。
- 本補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）について、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売払、貸付け、取壊し、廃棄、又は担保に供すること等をいう。）をしようとするときは、事前に処分内容等についてTOPPANの承認を受けなければなりません。なお、TOPPANは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 補助事業の適切かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。補助事業に関して不正行為が認められたときは、本補助金に係る交付決定の取消し等を行うとともに、支払い済みの補助金のうち取消し等の対象となった額を返還していただくことになります。
- なお、補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条までにおいて、刑事罰等を科す旨が規定されています。

1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、自動車整備事業者がスキャンツールを導入し、又は利活用のための研修を受講する事業に要する経費を補助することにより、自動車整備事業者の整備能力向上による先進安全自動車の事故の発生防止に資するとともに、被害者の保護を増進することを目的としています。
- 事業の実施により、自動車の事故の発生が確実に削減されることが重要です。また、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもってスキャンツールを管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることも必要です。
- これらの義務が十分果たされないときは、TOPPANより改善のための指導を行うとともに、重大な事案については、交付決定を取り消すこともあります。また、新たな申請を受理しない場合もあります。

2. 補助対象事業の要件

- 対象となるスキャンツールは、補助金ホームページにおいて掲載している「補助対象機器一覧」に記載のあるものとなります。
- 対象となる研修は、補助金ホームページにおいて掲載している「補助対象研修一覧」に記載のあるものとなります。
- 対象となる機器・研修は、令和8年4月1日から令和9年1月29日（申請受付途中で募集を終了する場合はその最終日）までに購入・受講し、支払いまで終了（事業完了）しているものになります。

3. 補助対象事業者及び補助対象となる経費

本補助事業において、補助金の交付を申請できる者（以下「補助対象事業者」という。）は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第78条の認証を受けた自動車特定整備事業者（電子制御装置整備を含む自動車特定整備事業の認証を受けた者又は電子制御装置整備を含む自動車特定整備事業の認証を申請する（既に申請している者を含む。）自動車分解整備事業者に限る。）、又は、自社が保有する自動車関連施設※において事業を行う者（自動車整備士（三級自動車整備士及び自動車タイヤ整備士は除く。）が配置されているものに限る。）であって電子制御装置整備の認証を申請する者（既に申請している者を含む。）となります。

※ 専ら自動車又は自動車部品・燃料の販売又は修理を行うための施設であり、土地・家屋を賃借している場合も含まれます。

なお、以下に該当する者は補助対象外とします。

- ・ 国土交通省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者。
- ・ 交付規程別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者（誓約事項に違反した場合、交付決定の全部又は一部を取消します。）。
- ・ 車両法及びその関係法令を遵守しない者。

また、補助対象となる経費はスキャンツールの購入及び研修に係る費用となります。

- ・ スキャンツールの購入は、「補助対象機器一覧」に記載のある機器に限るため、十分に注意してください。

なお、「補助対象機器一覧」に記載のある機器の使用を目的とするために必要な追加購入機器について、補助対象期間内に購入し、かつ「補助対象機器一覧」に記載のある機器と同一の補助金申請により一括で申請をする場合に限り、追加購入経費として計上して申請をすることができます（「補助対象機器一覧」に記載のない追加購入機器のみでの申請はできません。）。

ただし、スキャンツールの使用を目的とするもの以外のものや、既に保有しているにもかかわらず、購入費用として計上していることが発覚した場合は、交付決定の取消しを実施し、補助金の返還を求めます。

- ・ 情報端末については、Windows11がインストールされていないもの(申請時にWindows11がインストールされているものを除く。)又は主としてスキャンツール以外の目的に利用(事業の目的外使用)されるものは補助対象外となるので注意してください。なお、目的外使用が発覚した場合は、補助金等適正化法により罰せられる場合があります。
- ・ 故障診断用のソフトウェアについて、購入費用の他、事業期間中に発生及び支払完了する月額・年額利用費等についても補助対象とします。ただし、導入開始日から1年間を超える期間の利用料相当分については対象外とし、補助対象から案分して除外してください。
- ・ 消費税及び地方消費税相当額、並びに周辺機器の取得費は除いてください。また、値引きがなされた場合は、当該値引き後の価格に基づいて交付申請を行ってください。
- ・ 補助事業者が販売店等に購入代金を振り込む際に発生する銀行等への振込手数料は、補助対象外とします。振込手数料について販売店等が負担した場合、その金額分の値引きがあったものとみなし、補助対象経費から振込手数料を除いてください。
- ・ 本補助事業と補助対象が重複する令和8年度以降に開始された国の他の補助金制度にて機器・研修の補助金交付を受けたものと同一の機器・研修を本補助事業で重複して申請することはできません。

4. 補助金額等

補助金額は、設備費(対象となるスキャンツール(検査専用のものを除く。)の導入に要する経費をいう。)、研修費(対象となるスキャンツール利活用のための研修に要する経費をいう。)について、それぞれ1/3以下の金額とします。ただし、設備費(対象となるスキャンツール(検査専用のものに限る。)の導入に要する経費をいう。)については1/4以下の金額とします。なお、消費税及び地方消費税、振込手数料相当額は除き、値引きがなされた場合は値引き後の金額を補助対象とし、100円未満は切り捨て、1事業場当たりの上限額は32万円(設備費:30万円、研修費:2万円)です。

5. 補助対象事業者(申請者)が満たすべき要件

当該補助金の交付申請を行う場合は、次に掲げる要件について、それぞれ指定する条件のとおり満たす必要があります。なお、(5)を満たす場合は補助金優先採択(※1)を受けることができます。

- (1) 車両法第78条の認証を受けた自動車特定整備事業者であること(電子制御装置整備を含む自動車特定整備事業の認証を受けた者又は電子制御装置整備を含む自動車特定整備事業の認証を申請する(既に申請している者も含む。)自動車分解整備事業者に限る。)。【(2)とのいずれかを満たすこと】
- (2) 自社が保有する自動車関連施設(※2)において自動車整備事業を行う者(自動車整備士(三級自動車整備士及び自動車タイヤ整備士は除く。)が配置されているものに限る。)であって、電子制御装置整備の認証を申請する者(既に申請している者も含む。)であること。【(1)とのいずれかを満たすこと】
- (3) 同一事業において、国が交付する他の補助金(国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。)を受けないこと。【必須】
- (4) 補助事業完了後、国土交通省(国土交通省からの委託を受託した者を含む。)及び事務局(TOPPAN)より補助事業実施、効果等に係る調査を行う場合には、当該調査に全面的に協力すること。【必須】

(5) 一級自動車整備士が在籍していること。(補助金優先採択を希望する場合のみ)

※1 補助金優先採択とは、被害者保護増進等事業費補助金(先進安全自動車の整備環境の確保事業の部)の申請受付期間において、申請多数により一部申請を不採択とする必要がある場合に一級自動車整備士が在籍している事業者であることを証明している申請者を優先的に採択するものです。

※2 専ら自動車又は自動車部品・燃料の販売又は修理を行うための施設であり、土地・家屋を賃借している場合も含まれます。

6. 申請先

令和8年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

7. 申請受付

(1) 受付期間等

受付期間、予算額及び申請に係る留意事項については以下のとおりです。

受付期間	留意事項
令和8年8月7日(金)10:00 ～ 令和9年1月29日(金)17:00 (留意事項参照)	・申請にかかる審査は、申し込み順に行います。 ・受付状況は、補助金ホームページで公表いたします。 ・一級自動車整備士が在籍している事業者は、その証明があった場合に限り、優先採択を予定しております。

(2) 申請の方法

申請(審査)は、申し込み順となります。

補助金ホームページ(以下URL)から申請システムにログインし申請を行ってください。

URL:<https://hogo-zoushin.jp/r8/>

※ 申請はパーソナルコンピュータ(PC)を用いてブラウザからインターネットを介して送信する手段のみとなります。スマートフォンやタブレット等の他のデバイスは動作保証外のため、申請途中で問題が発生しても責任は負いかねます。

※ 紙媒体による郵送等での申請は受け付けておりません。

8. 補助金申請書等必要書類の提出

補助金ホームページから申請システムにログインし、システムに従って、以下に掲げる書類について、それぞれ指定する条件のとおり提出を行ってください。

(1) 申請時の提出書類

以下①から⑩までに掲げる書類(補助金を申請される経費の種類等によって必要書類は異なります。)に必要事項を記載のうえ、必要に応じてアップロードし、TOPPANに提出してください。

① 交付規程様式第1号様式(申請システムでの入力)

② 交付規程様式第1号様式(その2の1、その2の2)(補助金ホームページ掲載の「経費使用明細書エクセルファイル」)に必要事項を入力のうえご提出ください。)

③ 自動車特定(分解)整備事業者であることを証する書面(以下「認証書」という。)

なお、認証書を提出できない者は、自動車整備士である証明(自動車整備士技能検定合格証書の写し又は地方運輸局による当該資格を証する書面)又は整備士手帳)及び以下ア. 又はイ. に掲げる書面を提出してください。

ア. 【申請者が法人の場合】現在事項全部証明書の写し(発行後3か月以内のもの)

※ 初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。

イ. 【申請者が個人事業主の場合】住民票の写し(発行後3か月以内のもの)又は自動車運転免許証の写し

※ 自動車整備士である証明を提出する場合であって、①申請者が法人の場合にあつては、当該自動車整備士が現在事項全部証明書に記載のない者であるとき、②申請者が個人事業主の場合にあつては、当該自動車整備士が申請者以外の者であるときは、当該自動車整備士が申請者の保有する自動車関連施設に在籍していることが確認できる書面(直近の給与明細、名刺等のいずれか)も併せて添付すること。

※ 提出する書類に本補助金の審査に使用しない個人情報が含まれている場合、申請を受理することができません。必ず以下に掲げる書類について、それぞれ指定する情報のマスキング(黒塗り)処理を施してください。なお、必要に応じ、本補助金事務局が申請者に対し、マスキング処理の指示を行う場合があります。

・ 住民票の写し:個人番号(マイナンバーのこと。当該情報が記載されているものに限る。)

・ 自動車運転免許証の写し:表面の免許の条件等欄及び裏面の備考欄(氏名・住所情報を除く。)

④ 【設備費の補助を申請する場合】補助対象経費に係る請求書の写し

なお、以下の点に留意すること。

・ 令和8年4月1日以降に購入し、かつ「補助対象機器一覧」に記載があるものに関する経費のものであること。

・ 本補助事業に要する経費のものであること。

・ 令和8年度以降に開始された国の他の補助金制度にて補助金交付を受けた経費と重複した機器に関する経費でないこと。

・ 機器のメーカー名、名称・型式、品番及びソフトウェアのバージョン等、購入したものが判別できる事項が明記され、補助対象経費と対象外経費が明確に区分されているものであること。

・ 消費税別表示を行っていること。

⑤ 【設備費の補助を申請する場合】補助対象経費に係る支払を証する書類(領収書等)の写し

⑥ 【設備費の補助を申請する場合】補助対象機器の写真

なお、通信インターフェース・情報端末等を含む申請をする場合は、通信インターフェース、情報端末又は故障診断用のソフトウェアの写真(情報端末の写真は、Windows11がインストールされていることが分かるもの)も併せて添付すること。

⑦ 【研修費の補助を申請する場合】研修受講証明書等の写し

⑧ 【研修費の補助を申請する場合】研修受講費の支払を証する書類(領収書等)の写し

令和8年度以降に開始された国の他の補助金制度にて補助金交付を受けた経費と重複した研修に関する経費でないこと。

- ⑨ 本補助金の申請をするにあたり必要な事項への宣誓書(別紙様式1)(申請システムでの入力)
- ⑩ 【補助金優先採択を求める場合】一級自動車整備士が在籍していることを証明する書類

(2) 9.に定める「交付決定通知書兼交付額確定通知書」を受領後の提出書類

以下①と②に掲げる書類に必要な事項を記載のうえ、必要に応じてアップロードし、TOPPANに提出してください。

- ① 交付規程様式第6号様式(請求書)(申請システムでの入力)
- ② 振込先の必要事項(口座名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号)が分かる書類

※ 一度提出された申請書等(電子ファイル)は、返却できませんのでご了承ください。

※ 必要に応じ、TOPPANから上記以外の書類の提出を求めることがあります。

※ 申請受付後、確認等のためTOPPANから電話により連絡することがあります。

9. 提出書類等の審査、交付決定等

TOPPANは、8.に基づき申請者から書類の提出があった場合には、公正かつ透明性が確保された手続きにより交付決定等を行うため、以下について審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、交付決定等の確定を行い、申請者あて交付規程様式第2号様式(8.(2)において「交付決定通知書兼交付額確定通知書」という。)による通知を行います。

- (1) 申請者は3.及び5.に定める補助対象事業者としての要件を満たしているか
- (2) 補助の申請を受けた設備費又は研修費は2.に定める補助事業に該当するか
- (3) 提出書類(現在事項全部証明書、請求書、領収書等)に不備がないか
- (4) 導入された機器又は受講した研修と申請内容及び提出書類の内容とは一致しているか

10. 注意事項

- (1) 補助対象事業に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。
- (2) 本補助金の申請状況において、予算額を超過することが見込まれる場合には、受付を締め切ることとし、速やかに公表を行います。
- (3) 本補助金を受けて購入した機器(ただし、取得単価又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。)は、購入の日から財産処分の制限期間(5年)の期間内について保有義務が生じます。その間に処分する場合は、処分に先立ってTOPPANの承認が必要になるとともに、原則として交付した補助金の一部を返還していただきます。
- (4) 申請に対する予算合計額の消化率が90%を超過した場合、ホームページ上での予算消化率の表示を、受付終了間近である旨を示す表示に切り替えます。予算額の超過が発生した場合は、TOPPANの判断により申請受付を締め切ります。
- (5) 受付は原則申請順に行いますが、予算額を超過する等の理由により、後日不受理となる場合があります。また、本補助金の交付は審査の結果、適切と認められた場合にのみ決定されるものであり、事務局が交付を

保証するものではありません。なお、不受理となった場合、要した経費は、申請者の全額自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

- (6) 予算額を超過する恐れがある場合であっても申請システム上で受付を行うことがありますが、予算額超過後の申請については後日不受理とさせていただきます。
- (7) 申請システム上で受付が行われたにもかかわらず後日不受理となった場合は、TOPPANより申請者あてにご連絡いたします。
- (8) 本補助金の申請にあたり、TOPPANから書類の不備等の指摘を受けた場合、すみやかに当該不備等を補完したうえで該当書類の再提出を行ってください。なお、TOPPANが別途定める日までに不備等を補完した該当書類の提出が行われず、その他TOPPANの指摘に期限までに対応がなされなかった場合は、当該申請の受付は行わず、発出済みの交付決定兼額確定通知については取り消しますのでご注意ください。
- (9) 本補助金の申請にあたり、手続きに不正が認められた場合には、当該申請を取り下げただけとともに、以後の申請を受理しない場合があります。
- (10) 補助事業者が以下に掲げる関係会社から補助対象機器等を調達(工事を含む)する場合は、利益等排除の対象となりますので、TOPPANに申し出てください。
 - ① 補助事業者自身
 - ② 100%同一資本に属するグループ企業
 - ③ 補助事業者の関係会社

11. その他

本公募要領に定めのない事項については、TOPPANと関係省庁とで協議のうえ、別途定めることとします。

(本件に関する問い合わせ先)

令和8年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

電話番号:03-4446-4346

※受付時間:午前9時～午後6時(※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く)

令和8年度被害者保護増進等事業費補助金事務局

宣 誓 書

当社は、令和8年度被害者保護増進等事業費補助金(先進安全自動車の整備環境の確保事業の部)に係る申請において、以下について相違ないことを宣誓いたします。

- 本補助事業で申請を行う機器・研修にあつては、国の他の補助金(補助対象が重複するものであって、令和8年度以降に開始されたものに限る。)の交付を受けていません。

【本補助金の申請時に電子制御装置整備の認証を申請していない事業者のみ】

- 今後、電子制御装置整備の認証を申請します。

【申請を行う機器に情報端末が含まれる場合のみ】

- 本補助金の交付を受ける情報端末は、主としてスキャンツールのために利用し、それ以外の目的への利用を行いません。(目的外使用の禁止)

令和 年 月 日

(住 所)

(氏名及び名称)